



鳥取県公報

平成 27 年 3 月 27 日 (金)
号外第 36 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (26) (税務課) 3
-------	---

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

小規模企業者等設備導入資金助成法が廃止されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 納税証明書の交付手数料を徴さない融資制度について定めた規定中、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく融資を削る。
- (2) 個人県民税に関する報告書等の様式について所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治



鳥取県規則第26号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>第 4 条 条例第16条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>様式目次</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県民税関係</p> <p>第46号様式～第53号様式 略</p> <p>第53号様式の 2 県民税徴収取扱費に関する報告書</p> <p>第53号様式の 3～第53号様式の 8 略</p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>第11号様式（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第 号</td> <td colspan="4">徴収猶予（期間延長）通知書</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>登記書類等の提出年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td>右提出場所</td> <td style="text-align: center;"><u>県税事務所</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>お知らせ 略</p> <p>第12号様式（第15条関係）</p>	第 号	徴収猶予（期間延長）通知書				略					登記書類等の提出年月日	年 月 日	右提出場所	<u>県税事務所</u>	略	略					<p>第 4 条 条例第16条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第 2 条第 1 項に規定する小規模企業者等が創業又は経営基盤の強化のために行う設備の導入に要する資金に対して公益財団法人鳥取県産業振興機構が行う融資</u></p> <p>様式目次</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県民税関係</p> <p>第46号様式～第53号様式 略</p> <p>第53号様式の 2 <u>その 1</u> 県民税徴収取扱費に関する報告書</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>その 2</u> 県民税徴収取扱費に関する報告書（平成18年度後期分）</p> <p>第53号様式の 3～第53号様式の 8 略</p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>第11号様式（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第 号</td> <td colspan="4">徴収猶予（期間延長）通知書</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>登記書類等の提出年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td>右提出場所</td> <td style="text-align: center;"><u>総合事務所</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>お知らせ 略</p> <p>第12号様式（第15条関係）</p>	第 号	徴収猶予（期間延長）通知書				略					登記書類等の提出年月日	年 月 日	右提出場所	<u>総合事務所</u>	略	略				
第 号	徴収猶予（期間延長）通知書																																								
略																																									
登記書類等の提出年月日	年 月 日	右提出場所	<u>県税事務所</u>	略																																					
略																																									
第 号	徴収猶予（期間延長）通知書																																								
略																																									
登記書類等の提出年月日	年 月 日	右提出場所	<u>総合事務所</u>	略																																					
略																																									

第 号	換価猶予（期間延長）通知書				第 号	換価猶予（期間延長）通知書				
略					略					
登記書類 等の提出 年月日	年 月 日	提出 場所	県税事務所		略	登記書類 等の提出 年月日	年 月 日	提出 場所	総合事務所	略
第26号様式（第29条関係）					第26号様式（第29条関係）					
第 号 公 示 送 達 書					第 号 公 示 送 達 書					
下記書類は、通常の方法では送達不能であるので、当 <u>県税事務所</u> に保管してあります。書類の <u>名宛人</u> 又はその関係者の申出があればいつでも <u>お渡し</u> します。					下記書類は、通常の方法では送達不能であるので、当 <u>総合事務所</u> に保管してあります。書類の <u>名あて人</u> 又はその関係者の申出があればいつでも <u>御渡し</u> します。					
年 月 日 鳥取県 県税事務所長 					年 月 日 鳥取県 県税事務所長 					
略					略					

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第51号様式から第53号様式の2までを次のように改める。

第51号様式(第35条の2関係)

年度個人県民税課税状況報告書 鳥取県 県税事務所長 市町村長 様 年 月 日提出 印

1. 課税総額に関する調べ

Table with columns for 市町村民税課税額, 県民税課税額, 市町村民税及び県民税の課税総額, 課税総額に対する県民税課税額の割合, 均等割及び所得割を納めるもの, 均等割のみもの, 納税義務者数, 合計.

2. 所得割額に関する調べ

Table with columns for 所得割の納税義務者数, 事業専従者控除, 所得控除, 総所得金額等, 所得控除, 課税標準額, 県民税の課税総額, 市町村民税及び県民税の課税総額, 課税総額に対する県民税課税額の割合, 均等割及び所得割を納めるもの, 均等割のみもの, 納税義務者数, 調整控除, 寄附金控除, 配当控除等, その他の税額控除等, 所得割の税額.

3. 諸控除等に関する調べ

Large table with multiple columns for various tax deductions: (1) 事業専従者控除, (2) 所得控除, (3) 税額調整額, (4) 調整控除, (5) 住宅ローン控除, (6) 寄附金控除, (7) 配当控除等, (8) その他の税額控除等, (9) 障害者控除, (10) 地震保険料控除, (11) 生命保険料控除, (12) 小規模企業共済掛金控除, (13) 社会保険料控除, (14) 配偶者特別控除, (15) 配偶者控除, (16) 扶養控除, (17) 基礎控除, (18) その他の控除, (19) 合計.

- (記載上の注意) 1 この報告書は、当該年度に現年分として課税した総額について記載すること。 2 公的年金からの特別徴収の対象者については、普通徴収分に記載すること。 3 1の表中(4)の額は、同(11)の人員に2,000円を乗じた額に符合し、同(5)の額は2の表中(セ)の額に符合するものであること。 4 1の表中(8)の率は、小数点以下4位までとし、5位以下は切り捨てること。 5 「納税義務者数」は、課税人員を記載すること。 6 2の表中(ア)欄の人員は、1の表中(10)の人数と符合するものであり、基礎控除の対象となつた人員であること。 7 2の表中(イ)欄の額は3表中(A)欄の額に、同様に(オ)欄の額は(B)欄の額に、(ク)～(ス)欄の額は(C)～(H)欄の額にそれぞれ符合するものであること。

第52号様式(第35条の2関係)

年度 月 分個人県民税課徴徴収状況報告書

鳥取県 県税事務所長 様

年 月 日 提 出

市町村長

印

区 分	調 定						額			収 入 済 額 (払込額)				不納欠損額		(単位:人,円)	
	県 民 税 分		市 町 村 民 税 分		等		前月末 累計	前月末 累計	前月末 累計	県民税と市町 村民税の合計 の本月末累計	県民税と市町 村民税の合計 の本月末累計	県民税と市町 村民税の合計 の本月末累計	県民税と市町 村民税の合計 の本月末累計	県民税と市町 村民税の合計 の本月末累計	県民税と市町 村民税の合計 の本月末累計		県民税と市町 村民税の合計 の本月末累計
	前月末累計 人員	前月末累計 税額	前月末 人員	前月末 税額	前月末 人員	前月末 税額											
	本月分 人員	本月分 税額	本月分 人員	本月分 税額	本月分 人員	本月分 税額	本月分 人員	本月分 税額	本月分 人員	本月分 税額	本月分 人員	本月分 税額	本月分 人員	本月分 税額	本月分 人員		本月分 税額
均等割及び所得割																	
分攤課税に係る所得割																	
計																	
均等割及び所得割																	
分攤課税に係る所得割																	
計																	
現年課税分計																	
滞納繰越分																	
うち平成19年度以降分																	
うち平成18年度以前分																	
本 税 計																	
現年課税分																	
滞納繰越分																	
うち平成19年度以降分																	
うち平成18年度以前分																	
加 算 金 計																	
過少申告加算金																	
不申告加算金																	
重 加 算 金																	
過少申告加算金																	
不申告加算金																	
重 加 算 金																	
過少申告加算金																	
不申告加算金																	
重 加 算 金																	
延滞金																	
うち平成18年度以降分																	
うち平成18年度以前分																	
計																	
合 計																	
区 分																	
過額納還付金																	
還付加算金																	
納期前納付繰入金																	
配割控除不足額																	

備考 1 「人員」欄は、課税人員を記載すること。
 2 「調定額等」欄中「本月分」の人員は、実人員に異動を生じた場合にのみ記載すること。
 3 確定あん分率については、私込金額が円単位まで算出できるまでの数値とすること。特定あん分率は4位までとし、5位以下は切り捨てること。
 4 延滞金は、本税の課税年度により区分して記載すること。
 5 この報告書は、翌10月1日までに提出すること。
 6 滞納繰越分は平成18年度以前課税分と平成19年度以降課税分を区分すること。(徴収取扱費の把握に必要なため)

第53号様式(第35条の2関係)

個 人 県 民 税 滞 納 状 況 報 告 書					
(年 度)					
市町村長					印
区 分	調 定 区 分				備 考
	現年度分	過年度分	滞納繰越分	計	
調 定 額 (ア)	円	円	円	円	
徴 収 済 額 (イ)					
徴 収 率 $\frac{(イ)}{(ア)}$ (ウ)					
不 納 欠 損 額 (エ)					
滞 納 税 額 ((ア)-(イ)-(エ)) (オ)					
徴 収 猶 予 額 (カ)					
換 価 猶 予 額 (キ)					
滞 納 処 分 停 止 額 (ク)					
計 ((カ)+(キ)+(ク)) (ケ)					
滞 納 者 数 (コ)					
一人当りの滞納税額 $\frac{(オ)}{(コ)}$ (サ)					

第53号様式の2(第35条の2関係)

県民税徴収取扱費に関する報告書 (年度 前後 期分)

鳥取県 県税事務所長 様

市町村長

印

年 月 日 提出

区分	項目	算定の基礎				徴収取扱費			摘要
		年度別	納税義務者数 又は基本数値	算定単価 又は按分率	前期 交付率	算出額	受領済額	差引額	
第1号 該当	納税義務者数 による交付額	当該年度分	人	円		円	円	円	
		前年度分							
		歳出還付分							
		小計							
第2号 該当	還付した過課納金 (前年度までに納付済)		円	率	—				
第3号 該当	過課納金に係る還付加算金				—				
第4号 該当	納期前納付税額に対する報奨 金				—				
第5号 該当	配当割額・株式等譲渡所得割額 に係る控除不足額			—	—				
計									
平成18年 改正法附則 第5条第9項 該当	18年度以前 課税分に係る 県指定金融 機関等への 払込金額	当該年度分	円	0.07	—				
		前年度分		0.07	—				
		加算金		0.07	—				
		延滞金		0.07	—				
計									
合計									

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県税条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。